

## 都立桐ヶ丘高等学校 いじめ防止基本方針

東京都いじめ防止対策推進基本方針の趣旨に則り、都立桐ヶ丘高等学校におけるいじめの防止等に関する方針を下記のとおり定め、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止のために学校全体で取り組んでいく。

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進条例」より

### 1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、いじめを防止するため、自己とともに他人の人権を尊重する態度を育成するとともに、自らの行動について内省することができるよう促し、人権意識の育成に全校で取り組む。

### 2 学校及び教職員の責務

いじめは重大な人権問題である。したがって、教職員は「いじめはいつでもおこる可能性がある」という意識をもちながら、家庭や地域等と連携しながら継続的ないじめ防止に努めるとともに、いじめ発生時には迅速に対応する責務がある。

### 3 いじめ防止等のための組織

#### (1) 桐ヶ丘高等学校いじめ対策委員会

##### ア 設置の目的

本委員会は、いじめを未然に防止するための研修の実施といじめ及びいじめと疑われる行為が発生したとき、校長の指示のもと対策を講じるための組織として設置する。

##### イ 所掌事項

- ・「健全育成サポートチーム」との連絡会議の開催（年間2回）
- ・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用（6月、11月、2月）

- ・「いじめ発見のチェックシート」を用いた定期的な観察
- ・学校だより、学年だよりや保護者会での啓発
- ・いじめが発生した際の対応策の立案

ウ 会議

毎月1回開催し、情報の収集・分析と対策立案を行い、関係部署に指示する。

エ 委員構成

校長、副校長以下、特別支援教育委員及び生徒指導主任が委員を構成する。

(2) 健全育成サポートチーム

ア 設置の目的

いじめに対する学校の取組に助言するとともに、緊急時（重大事態等を含む）に多面的な見地から必要な提案を行う。

イ 所掌事項

緊急時（重大事態等を含む）における対応策の協議

ウ 委員構成

学校管理職、いじめ対策委員、保護者代表、地域代表、スクールサポーター、学識経験者、その他校長が必要と判断する専門家。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) いじめの未然防止

ア 豊かな人間性の育成

本校は人との関わりを大切にする生徒の育成を目指し、人権教育等の充実を通して、いじめの未然防止に努めていく。とくに、人間関係の中で相手の立場を理解したり相手の気持ちを考える経験を通して、思いやりの心を身に付けさせる。また、自他のかけがえのない命の大切さに気付くことができる指導を確実に行う。

イ いじめを許さない学校づくり

生徒や保護者への啓発を通して、いじめや差別を許さない雰囲気を作るため、計画的に校内研修を実施し、いじめに対する指導力の向上を図る。

また、生徒会やホームルーム活動等を通じて、生徒自らがいじめの防止等に向け取り組むよう努めるものとする。さらには、「産業社会と人間」及び教科「情報」の指導を通して、情報モラル教育を推進するとともに、セーフティ教室を活用し、情報機器等の正しい利用の仕方等を学び、いじめの未然防止に努める。

(2) 早期発見のための取組

教育相談部と生徒指導部、年次等との情報連携により生徒の変化を注視し、生徒の少しの変化も見逃さず、生徒集団の動向に注視し、早めの声掛けを行う。

また、保護者や地域関係者と連携し、わずかな兆候や気になる行動を察知・情報提供を受け、いじめの萌芽を早急に処理する。

#### ア 定期的なアンケートの実施

東京都が実施する「ふれあい月間」の取組を通じて、いじめの未然防止に対する意識の高揚といじめの早期発見を目的とするアンケート調査を、年間3回実施する。アンケート調査の実施においては、いじめを受けている生徒が安心して記入できるよう工夫・改善を行っていくとともに、アンケートの記載内容に対して、必要な事情聴取や対策を必ず講じることとする。

#### イ 早期発見のための生活指導及び教育相談体制の充実

いじめの早期発見のため、教育相談部とスクールカウンセラーが連携し、生徒とスクールカウンセラーとの面談を計画・実施する。また、校内での情報共有のため、定期的に拡大生活指導部会を開催し、各年次の生徒状況を収集し、全教員で共有する。

### (3) 早期発見

いじめまたはいじめの疑いがある事象に気づいたまたは情報が寄せられたとき、教職員等はただちにいじめ対策委員及び管理職に報告する。

#### ア いじめの発見

いじめまたはいじめの疑いがある事象の情報を得た場合、校長は直ちに「いじめ対策委員会」を招集する。同委員会は、いじめを受けた生徒、加害生徒、周囲の生徒等から、迅速かつ丁寧な聴き取り調査を計画・実施する。

また、被害及び加害生徒の保護者に連絡し、協力して指導に当たる。

#### イ 指導方針の確定と共有

聴き取り調査の結果を踏まえ、「いじめ対策委員会」は、被害生徒への支援、加害生徒への指導、及び周囲の生徒へのケア等の方針を確定するとともに、全教職員を招集し、指導方針等を周知徹底する。また、指導に当たっては、役割分担を明確にし、全校体制で解決に向けての対応に当たる。

#### ウ 関係機関等との連携

指導方針を確定するに当たって、いじめの程度や様態により、必要に応じてスクールカウンセラーや警察をはじめとする関係機関と連携する。また、いじめ発見時から学校経営支援センターと報告・連絡・相談を緊密に行い支援を受ける。

なお、加害生徒には、発達段階に応じて適切に懲戒を行うとともに、必要に応じて、出席停止等の措置をとる。また、加害生徒の保護者と協力し、生徒の改善のための支援を行うこととする。

### (4) 重大事態への対処

重大事態とは「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事態」

もしくは「生徒がいじめなどの行為によって、おおむね 30 日以上の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案」をいう。

いじめにより、生徒に重大な事態が生じたときは、ただちに都教育委員会に報告し、各支援機関等と連携して、基本的に次の手順で解決に取り組む。

ア 学校経営支援センターと協議し、教育相談センター等の相談機関の支援を受け、被害生徒の現状復帰と加害生徒の指導を行う。

イ 外部有識者(心理職、法務等)を含めた拡大支援委員会を開催し、指導の方向性を確立する。

ウ 教育相談体制を拡充し、継続した相談体制の構築を行う。

エ 生活指導体制を拡充し、生活指導の見直しを行う。

オ 事態によっては緊急保護者会等を開催するとともに、警察等の協力を受ける。

## 5 教職員研修計画

- ・カウンセリングウィークの実施
- ・メンタルヘルス 年次・部毎の情報交換 年2回以上
- ・情報交換会
- ・生徒実態調査
- ・スクールカウンセラーによる面接・面談
- ・生活調査、心理テスト等の実施に向けた研修

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

いじめ防止に対する取組を学校だよりやホームページを通じて随時発信する。

また、「トライアングル」等を通じて保護者の意見を徴するとともに、家庭における生徒の変化などを随時集められるように密な連絡を取り合う。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

学校運営連絡協議会や地域懇談会等を通じて、いじめ防止に対する取組や生徒の状況を伝えるとともに、地域からの情報提供を依頼する。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校運営連絡協議会における学校評価により、いじめに対する取組や再発防止に向けた取組について、毎年1回の検証を行い、その改善を図る。